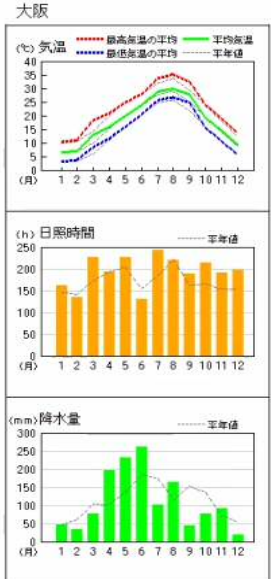
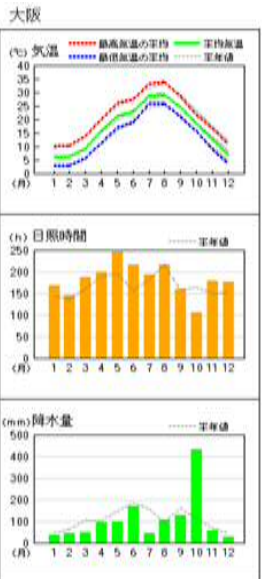
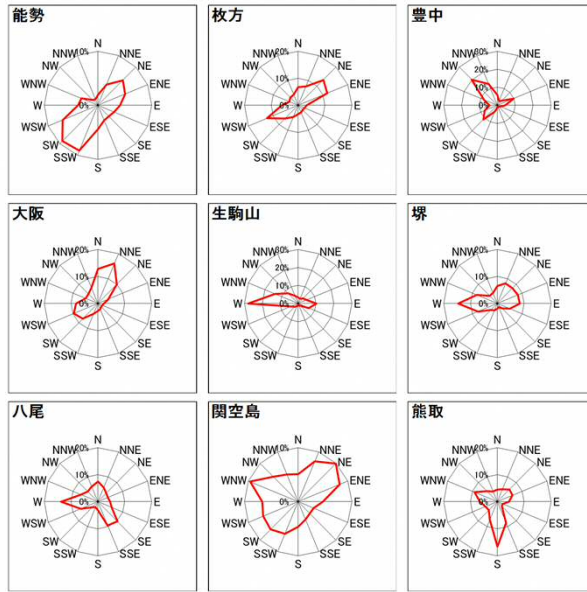


東大阪市国民保護計画（令和6年度変更）新旧対照表

頁	新	旧
21	<p>第6章 東大阪市の地理的、社会的特徴</p> <p>第1節 地形</p> <p>東大阪市は、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市（令和6年9月1日現在人口279万人：大阪府内人口の31.8%）と、南は八尾市と、北は大東市と接し、東は生駒山系で奈良県と境を接する。</p> <p>市域は、東西11.2km、南北7.9kmで、その面積は61.78km²である。地形は、生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっている。なお、生駒山は標高642m。奈良県側の東斜面はゆるやかであるが、大阪側の西斜面は険しい。</p> <p>市内の主要な河川としては、恩智川、第二寝屋川が挙げられ、その流れは南から北へ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。</p>	<p>第6章 東大阪市の地理的、社会的特徴</p> <p>第1節 地形</p> <p>東大阪市は、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市（令和2年4月1日現在人口274万人：大阪府内人口の31.1%）と、南は八尾市と、北は大東市と接し、東は生駒山系で奈良県と境を接する。</p> <p>市域は、東西11.2km、南北7.9kmで、その面積は61.78km²である。地形は、生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっている。なお、生駒山は標高642m。奈良県側の東斜面はゆるやかであるが、大阪側の西斜面は険しい。</p> <p>市内の主要な河川としては、恩智川、<u>玉串川</u>、<u>第二寝屋川</u>、<u>長瀬川</u>が挙げられ、その流れは南から北へ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。</p>

	新	旧
22	<p>第2節 気候</p> <p>本市は、わが国中央部に位置し、<u>瀬戸内気候区</u>に属している関係から、気候は概して温暖で年平均気温は<u>17℃台</u>である。<u>令和元年から令和5年の過去5年間に</u>おける最高気温は<u>38.9℃</u>、最低気温は<u>-2℃</u>となっている。風向は、大阪湾から時折西寄りの強い季節風が吹くことがあるが、おおむね北東ないし西の風が多く、年平均風速は2.4m前後である。<u>過去5年間に</u>おける年間降雨量の平均は、<u>1,431mm</u>で、<u>時期的には4月下旬を中心とする春雨、6月下旬を中心とする梅雨、台風期を含む秋雨時に集中して降る傾向がある。</u></p> <p>(気象庁資料：本市に隣接する北緯34°40′9″、東経135°31′04″地点の気象データに基づく)</p> <p>地上気象：<u>令和5年1月～令和5年12月</u></p>  <p>大阪管区气象台「<u>大阪府の気象 2023年（令和5年）年報</u>」</p>	<p>第2節 気候</p> <p>本市は、わが国中央部に位置し、<u>瀬戸内性気候</u>に属している関係から、気候は概して温暖で年平均気温は<u>17℃前後</u>であり、<u>これまでの最高は38℃、最低は-4.5℃</u>を記録している。風向は、大阪湾から時折西寄りの強い季節風が吹くことがあるが、おおむね北東ないし西の風が多く、年平均風速は2.4m前後である。降雨量は、<u>年平均1,450mm前後</u>で、<u>時期的には4月下旬を中心とする春雨、6月下旬を中心とする梅雨、台風期を含む秋雨時に集中して降る傾向がある。</u></p> <p>(大阪管区气象台 <u>過去5年平均観測値</u>)</p> <p>地上気象：<u>平成31年1月～令和元年12月</u></p>  <p>大阪管区气象台「<u>大阪の気象 2019年（平成31年・令和元年年報）</u>」</p>

年間の風配図

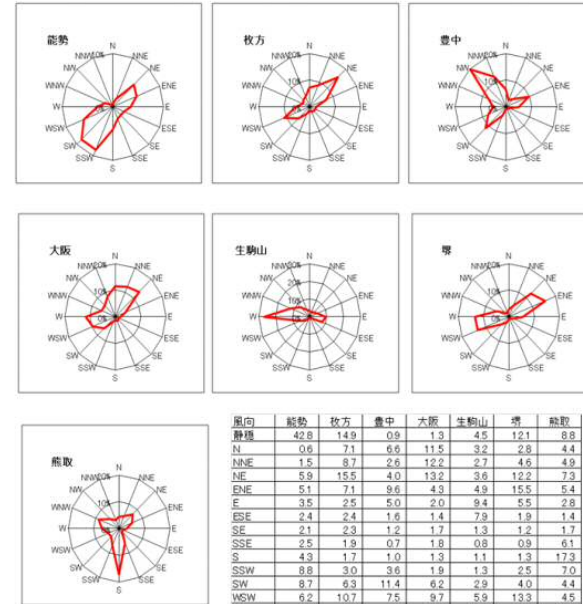


風向	能勢	枚方	豊中	大阪	生駒山	堺	八尾	関空島	熊取
静穏	28.9%	4.4%	0.8%	0.4%	0.7%	4.7%	1.6%	0.4%	2.0%
N	2.0%	6.8%	5.6%	12.8%	3.4%	6.5%	7.5%	5.1%	4.5%
NNE	4.2%	7.5%	2.5%	16.0%	2.8%	8.0%	5.6%	8.1%	5.0%
NE	6.6%	13.3%	3.9%	10.0%	3.9%	8.0%	4.4%	10.0%	6.4%
ENE	5.5%	11.8%	9.9%	4.1%	5.3%	8.3%	4.0%	8.4%	6.1%
E	4.1%	3.2%	4.4%	2.1%	10.3%	8.3%	4.5%	4.6%	4.3%
ESE	3.3%	2.7%	1.7%	1.8%	6.4%	5.1%	5.6%	3.1%	2.1%
SE	2.9%	2.4%	1.1%	1.7%	1.8%	2.5%	10.3%	3.1%	2.5%
SSE	3.0%	2.8%	0.8%	2.2%	1.0%	1.4%	9.5%	3.6%	8.5%
S	4.4%	3.2%	1.3%	2.8%	1.3%	2.0%	3.2%	4.6%	16.6%
SSW	9.1%	4.6%	3.9%	4.1%	1.5%	2.8%	2.2%	6.4%	7.2%
SW	9.3%	6.8%	11.0%	8.0%	2.6%	3.5%	2.8%	7.3%	4.5%
WSW	7.1%	12.5%	7.7%	9.7%	4.5%	7.8%	6.8%	7.1%	4.8%
W	3.7%	6.1%	4.4%	8.1%	27.9%	14.6%	13.7%	6.7%	6.5%
WNNW	3.3%	3.5%	7.9%	4.9%	14.0%	8.2%	6.9%	9.7%	9.2%
NW	1.5%	4.1%	20.2%	4.9%	7.9%	4.1%	5.3%	6.5%	5.5%
NNW	1.2%	4.3%	12.8%	6.3%	4.6%	4.3%	6.0%	5.4%	4.1%

・統計期間は、2011年から2020年の10年間で、毎時の風向データから算出しています。
 ・静穏は、風速0.2m/s以下の場合です。

大阪管区气象台提供資料

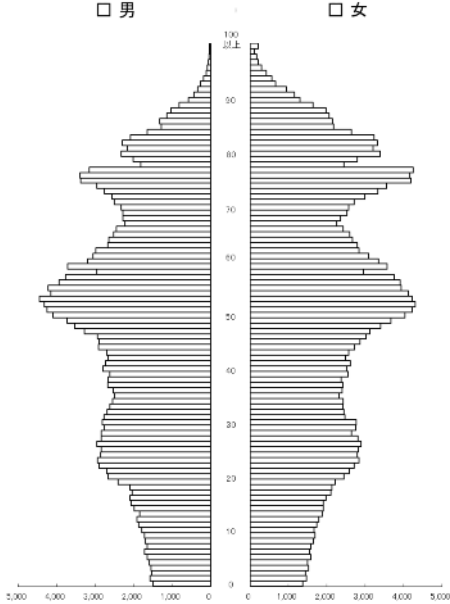
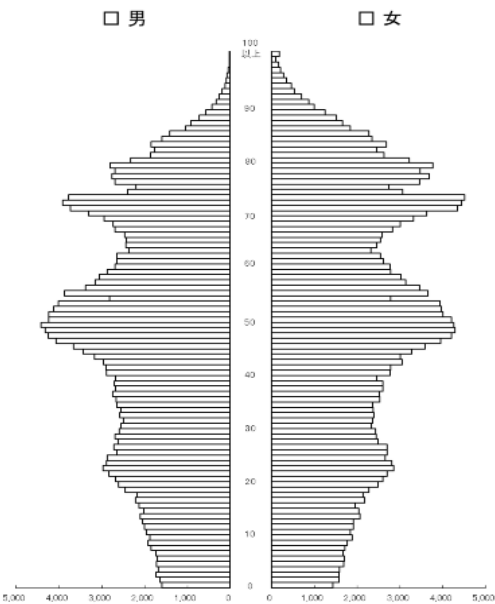
風向の出現率



風向	能勢	枚方	豊中	大阪	生駒山	堺	熊取
静穏	42.8	14.9	0.9	1.3	4.5	12.1	8.8
N	0.6	7.1	6.6	11.5	3.2	2.8	4.4
NNE	1.5	8.7	2.6	12.2	2.7	4.6	4.9
NE	5.9	15.5	4.0	13.2	3.6	12.2	7.3
ENE	5.1	7.1	9.6	4.3	4.9	15.5	5.4
E	3.5	2.5	5.0	2.0	9.4	5.5	2.8
ESE	2.4	2.4	1.6	1.4	7.9	1.9	1.4
SE	2.1	2.3	1.2	1.7	1.3	1.2	1.7
SSE	2.5	1.9	0.7	1.6	0.8	0.9	6.1
S	4.9	1.7	1.0	1.3	1.1	1.3	17.3
SSW	8.8	3.0	3.6	1.9	1.3	2.5	7.0
SW	8.7	6.3	11.4	6.2	2.9	4.0	4.4
WSW	6.2	10.7	7.5	9.7	5.9	13.3	4.5
W	3.0	5.5	5.1	11.6	26.9	13.5	6.9
WNNW	1.7	2.9	7.2	5.9	11.9	5.1	8.7
NW	0.5	3.4	19.6	6.0	7.7	1.9	5.0
NNW	0.4	4.0	12.2	8.2	4.1	1.9	3.4

・統計期間は、2001年から2010年の10年間で、毎時の風向データから算出しています。
 ・「静穏」は風速が0.2m/s以下の場合です。風速の観測単位は、統計期間の途中に1m/sから0.1m/sに変更されており、変更前は、「静穏」は0m/sの場合です。

大阪管区气象台提供資料

頁	新	旧
24	<p data-bbox="315 212 539 244">第3節 人口分布</p> <p data-bbox="315 260 483 292">1 常住人口</p> <p data-bbox="315 308 1160 387">本市の人口(令和6年10月1日現在推計人口)は <u>485,357人</u> であり、近年僅かながら減少傾向が続いている。</p> <p data-bbox="416 451 1043 483">東大阪市の人口ピラミッド(令和6年9月末現在)</p>  <p data-bbox="577 1177 891 1209">資料：住民基本台帳人口</p> <p data-bbox="315 1225 1160 1305">(注) <u>住民基本台帳法の改正(平成24年7月9日施行)により住民基本台帳人口に外国人を含む</u></p>	<p data-bbox="1184 212 1408 244">第3節 人口分布</p> <p data-bbox="1184 260 1352 292">1 常住人口</p> <p data-bbox="1184 308 2029 387">本市の人口(令和2年11月1日現在推計人口)は <u>492,168人</u> であり、近年僅かながら減少傾向が続いている。</p> <p data-bbox="1263 451 1939 483">東大阪市の人口ピラミッド(令和2年6月30日現在)</p>  <p data-bbox="1346 1161 1883 1193">資料：住民基本台帳人口(外国人含む)</p>

頁	新	旧
2 4	<p>本市（令和6年9月末現在人口478,187人）の人口構造は、15歳未満の年少人口が<u>49,853人</u>（<u>10.4%</u>）、15歳～64歳の生産年齢人口が<u>294,723人</u>（<u>61.6%</u>）、65歳以上の高齢者人口が<u>133,611人</u>（<u>28.0%</u>）となっている。</p>	<p>本市（令和2年6月末現在人口487,369人）の人口構造は、15歳未満の年少人口が<u>54,367人</u>（<u>11.2%</u>）、15歳～64歳の生産年齢人口が<u>295,557人</u>（<u>60.6%</u>）、65歳以上の高齢者人口が<u>137,445人</u>（<u>28.2%</u>）となっている。</p>
2 5	<p>2 昼間人口</p> <p>令和2年の本市の昼間人口は<u>507,267人</u>で、大阪府の<u>5.5%</u>を占め、大阪市（<u>3,645,921人</u>、<u>大阪府人口の39.5%</u>）、堺市（<u>770,547人</u>、<u>大阪府人口の8.4%</u>）に次いで多い。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>102.7</u>であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>134,468人</u>、逆に流出する人口は<u>121,141人</u>となっている。</p>	<p>2 昼間人口</p> <p>平成27年の本市の昼間人口は<u>522,051人</u>で、大阪府の<u>5.7%</u>を占め、大阪市（<u>3,543,449人</u>、<u>大阪府の38.4%</u>）、堺市（<u>785,324人</u>、<u>大阪府の8.5%</u>）に次いで多い。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>103.8</u>であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>115,918人</u>、逆に流出する人口は<u>110,644人</u>となっている。</p>

頁	新	旧																																																																																																																				
25	<p data-bbox="315 210 1158 437">3 外国人住民数 本市の外国人住民数（令和6年4月1日現在）は、<u>20,797人</u>となっている。これを国籍・地域別にみると、最も多いのは、韓国で<u>8,159人</u>（39.2%）、次いでベトナムの<u>4,662人</u>（22.4%）、中国の<u>4,065人</u>（19.5%）、以下、下表のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="315 507 1117 1289"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>韓国</td><td>8,159</td><td>8,365</td><td>8,621</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>4,662</td><td>3,988</td><td>3,338</td></tr> <tr><td>中国</td><td>4,065</td><td>3,894</td><td>3,723</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>756</td><td>709</td><td>644</td></tr> <tr><td>ネパール</td><td>581</td><td>458</td><td>231</td></tr> <tr><td>朝鮮</td><td>417</td><td>425</td><td>438</td></tr> <tr><td>インドネシア</td><td>383</td><td>249</td><td>145</td></tr> <tr><td>ミャンマー</td><td>321</td><td>211</td><td>174</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>233</td><td>201</td><td>182</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>187</td><td>161</td><td>147</td></tr> <tr><td>ブラジル</td><td>144</td><td>155</td><td>156</td></tr> <tr><td>米国</td><td>132</td><td>127</td><td>119</td></tr> <tr><td>スリランカ</td><td>114</td><td>95</td><td>39</td></tr> <tr><td>その他</td><td>643</td><td>554</td><td>467</td></tr> <tr><td>総数</td><td>20,797</td><td>19,592</td><td>18,424</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="958 1295 1075 1326">単位：(人)</p> <p data-bbox="504 1332 931 1362">(東大阪市市民生活部市民室市民課 資料)</p>		令和6年	令和5年	令和4年	韓国	8,159	8,365	8,621	ベトナム	4,662	3,988	3,338	中国	4,065	3,894	3,723	フィリピン	756	709	644	ネパール	581	458	231	朝鮮	417	425	438	インドネシア	383	249	145	ミャンマー	321	211	174	タイ	233	201	182	台湾	187	161	147	ブラジル	144	155	156	米国	132	127	119	スリランカ	114	95	39	その他	643	554	467	総数	20,797	19,592	18,424	<p data-bbox="1184 210 2027 437">3 外国人住民数 本市の外国人住民数（令和2年4月1日現在）は、<u>18,916人</u>となっている。これを国籍・地域別にみると、最も多いのは、韓国で<u>9,250人</u>（48.9%）、次いで中国の<u>3,985人</u>（21.1%）、ベトナムの<u>2,945人</u>（15.6%）、以下、下表のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="1184 504 2009 1212"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>令和元年</th> <th>平成30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>韓国</td><td>9,250</td><td>9,578</td><td>9,847</td></tr> <tr><td>中国</td><td>3,985</td><td>3,932</td><td>3,740</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>2,945</td><td>2,177</td><td>1,551</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>610</td><td>527</td><td>497</td></tr> <tr><td>朝鮮</td><td>471</td><td>495</td><td>504</td></tr> <tr><td>インドネシア</td><td>203</td><td>172</td><td>140</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>190</td><td>191</td><td>187</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>175</td><td>142</td><td>128</td></tr> <tr><td>ブラジル</td><td>146</td><td>146</td><td>146</td></tr> <tr><td>米国</td><td>124</td><td>115</td><td>110</td></tr> <tr><td>その他</td><td>817</td><td>718</td><td>636</td></tr> <tr><td>総数</td><td>18,916</td><td>18,193</td><td>17,486</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1839 1219 1966 1246">単位：(人)</p> <p data-bbox="1370 1249 1816 1276">(東大阪市市民生活部市民室市民課 資料)</p>		令和2年	令和元年	平成30年	韓国	9,250	9,578	9,847	中国	3,985	3,932	3,740	ベトナム	2,945	2,177	1,551	フィリピン	610	527	497	朝鮮	471	495	504	インドネシア	203	172	140	台湾	190	191	187	タイ	175	142	128	ブラジル	146	146	146	米国	124	115	110	その他	817	718	636	総数	18,916	18,193	17,486
	令和6年	令和5年	令和4年																																																																																																																			
韓国	8,159	8,365	8,621																																																																																																																			
ベトナム	4,662	3,988	3,338																																																																																																																			
中国	4,065	3,894	3,723																																																																																																																			
フィリピン	756	709	644																																																																																																																			
ネパール	581	458	231																																																																																																																			
朝鮮	417	425	438																																																																																																																			
インドネシア	383	249	145																																																																																																																			
ミャンマー	321	211	174																																																																																																																			
タイ	233	201	182																																																																																																																			
台湾	187	161	147																																																																																																																			
ブラジル	144	155	156																																																																																																																			
米国	132	127	119																																																																																																																			
スリランカ	114	95	39																																																																																																																			
その他	643	554	467																																																																																																																			
総数	20,797	19,592	18,424																																																																																																																			
	令和2年	令和元年	平成30年																																																																																																																			
韓国	9,250	9,578	9,847																																																																																																																			
中国	3,985	3,932	3,740																																																																																																																			
ベトナム	2,945	2,177	1,551																																																																																																																			
フィリピン	610	527	497																																																																																																																			
朝鮮	471	495	504																																																																																																																			
インドネシア	203	172	140																																																																																																																			
台湾	190	191	187																																																																																																																			
タイ	175	142	128																																																																																																																			
ブラジル	146	146	146																																																																																																																			
米国	124	115	110																																																																																																																			
その他	817	718	636																																																																																																																			
総数	18,916	18,193	17,486																																																																																																																			

頁	新	旧
26	<p>第4節 道路の位置等</p> <p>2 自動車保有台数</p> <p>令和5年3月末現在、市内で <u>262,220</u> 台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車 <u>109,223</u> 台、乗合用自動車 <u>512</u> 台、軽自動車 <u>68,182</u> 台、小型二輪車 <u>5,685</u> 台、貨物用自動車 <u>30,570</u> 台、その他小型特殊車等 <u>5,238</u> 台となっている。また、原動機付自転車（125cc以下）の保有台数が <u>42,810</u> 台となっている。</p> <p>（資料：近畿運輸局大阪運輸支局（令和5年3月末現在） 原動機付自転車については東大阪市税務部税制課（令和5年3月末現在）</p>	<p>第4節 道路の位置等</p> <p>2 自動車保有台数</p> <p>平成31年3月末現在、市内で <u>264,789</u> 台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車 <u>110,574</u> 台、乗合用自動車 <u>564</u> 台、軽自動車 <u>66,611</u> 台、小型二輪車 <u>5,193</u> 台、貨物用自動車 <u>30,138</u> 台、その他小型特殊車等 <u>6,577</u> 台となっている。また、原動機付自転車（125cc以下）の保有台数が <u>45,088</u> 台となっている。</p> <p>（資料：近畿運輸局大阪運輸支局（平成31年3月末現在） 原動機付自転車については東大阪市税務部税制課（平成31年3月末現在）</p>

頁	新	旧
27	<p>第6節 主な施設等</p> <p>3 著名な施設等</p> <p>本市には、東大阪市花園ラグビー場（松原南：<u>27,345</u>人収容）があり、全国高等学校ラグビーフットボール大会、<u>ジャパンラグビートップリーグ</u>をはじめ、数多くの国際試合などが行われている。また、2019年に開催された「ラグビーワールドカップ <u>2019</u>TM日本大会」において試合会場となり、4試合が行われた。</p>	<p>第6節 主な施設等</p> <p>3 著名な施設等</p> <p>本市には、東大阪市花園ラグビー場（松原南：<u>約27,400</u>人収容）があり、全国高等学校ラグビーフットボール大会、<u>ジャパンラグビートップリーグ</u>をはじめ、数多くの国際試合などが行われている。また、2019年に開催された「ラグビーワールドカップ <u>2019</u>日本大会」において試合会場となり、4試合が行われた。</p>

頁	新	旧
38	第8章 緊急対処事態への対処 第1節 基本的事項 <u>市国民保護計画</u> が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節（P.32）に掲げるとおりである。	第8章 緊急対処事態への対処 第1節 基本的事項 <u>市町村国民保護計画</u> が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節（P.32）に掲げるとおりである。

頁	新	旧																						
46	第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 東大阪市国民保護対策本部の設置等 1 東大阪市国民保護対策本部の設置 (3) 市対策本部の開設手順等 <table border="1" data-bbox="315 735 1162 1401"> <thead> <tr> <th>配置基準</th> <th>配備体制</th> <th>参集者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>非常配備期 B号配備</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">非常配備期 A号配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、避難所配備職員、要配慮者調査員及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・全職員の2分の1程度の職員 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、広報課長及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員 </td> </tr> </tbody> </table>	配置基準	配備体制	参集者	(略)	非常配備期 B号配備	全職員	(略)	非常配備期 A号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、避難所配備職員、要配慮者調査員及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・全職員の2分の1程度の職員 	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、広報課長及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員 	第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 東大阪市国民保護対策本部の設置等 1 東大阪市国民保護対策本部の設置 (3) 市対策本部の開設手順等 <table border="1" data-bbox="1182 735 2029 1401"> <thead> <tr> <th>配置基準</th> <th>配備体制</th> <th>参集者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>非常配備期 B号配備</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">非常配備期 A号配備</td> <td> 危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員及び第1次避難所の施設管理者等及び全職員の2分の1程度の職員 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td> 危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長及び第1次避難所の施設管理者等、その他危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員 </td> </tr> </tbody> </table>	配置基準	配備体制	参集者	(略)	非常配備期 B号配備	全職員	(略)	非常配備期 A号配備	危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員及び第1次避難所の施設管理者等及び全職員の2分の1程度の職員	(略)	危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長及び第1次避難所の施設管理者等、その他危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員
配置基準	配備体制	参集者																						
(略)	非常配備期 B号配備	全職員																						
(略)	非常配備期 A号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、避難所配備職員、要配慮者調査員及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・全職員の2分の1程度の職員 																						
(略)		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、広報課長及び開設する第1次避難所の施設管理者等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員 																						
配置基準	配備体制	参集者																						
(略)	非常配備期 B号配備	全職員																						
(略)	非常配備期 A号配備	危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員及び第1次避難所の施設管理者等及び全職員の2分の1程度の職員																						
(略)		危機管理室員、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長及び第1次避難所の施設管理者等、その他危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員																						

	(略)	準警戒配備期 フェーズ2	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理室、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局（水道総務部、水道施設部、下水道部）、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局 上記の各部局室の長、総務担当課長、秘書課長、広報課長及びそれぞれあらかじめ指名された職員（次長級以上の職員等） ・開設する第1次避難所の施設管理者 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員（本庁舎以外で総務担当課が所在せず、災害応急活動のない所属は除く） 	(略)	準警戒配備期 フェーズ2	<p>危機管理室員、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、健康部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局（水道総務部、下水道部）、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局</p> <p>上記の各部局室の長及び次長級以上の職員及び総務担当課長、第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員（本庁舎以外で総務担当課が所在せず、災害応急活動のない所属は除く）</p>
	(略)	準警戒配備期 フェーズ1	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員 	(略)	準警戒配備期 フェーズ1	<p>危機管理室員、土木部長、建築部長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員</p>

頁	新	旧
5 1	<p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務の一部の委託</p> <p>市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <p>i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>ii 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項</p> <p>委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。</p> <p>また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに<u>市議会</u>に報告する。</p>	<p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務の一部の委託</p> <p>市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <p>i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>ii 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項</p> <p>委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。</p> <p>また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに<u>議会</u>に報告する。</p>

頁	新	旧
74	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 避難住民等の救援</p> <p>第1節 救援の実施</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与(略)</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 避難住民等の救援</p> <p>第1節 救援の実施</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与(略)</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、大阪広域水道震災対策中央本部を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p>

頁	新	旧																																														
100	<p>第4章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置 命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射性同位元素等規制法】</td> <td>原子力 規制 委員会</td> <td>第33条 第3項</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律	措置 命令者	措置			措置1	措置2	措置3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射性同位元素等規制法】	原子力 規制 委員会	第33条 第3項	同左	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第4章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置 命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射線障害防止法】</td> <td>原子力 規制 委員会</td> <td>第33条 第4項</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律	措置 命令者	措置			措置1	措置2	措置3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射線障害防止法】	原子力 規制 委員会	第33条 第4項	同左	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置 命令者			措置																																												
		措置1	措置2	措置3																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射性同位元素等規制法】	原子力 規制 委員会	第33条 第3項	同左	同左																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置 命令者	措置																																														
		措置1	措置2	措置3																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
⑦ 放射性同位元素(汚染物質含む) 【放射線障害防止法】	原子力 規制 委員会	第33条 第4項	同左	同左																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												

頁	新	旧
107	<p>第4章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第5節 保健福祉・衛生</p> <p>3 飲料水衛生確保対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府及び(公社)日本水道協会大阪府支部に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。</p>	<p>第4章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第5節 保健福祉・衛生</p> <p>3 飲料水衛生確保対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。</p>

頁	新	旧
114	<p>第5章 国民生活の安定</p> <p>5 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>市は、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第5章 国民生活の安定</p> <p>5 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>市は、<u>大阪広域水道震災本部</u>を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずるものとする。</p>

頁	新	旧																				
115	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 東大阪市における組織・体制の整備 1 各部局における業務 (1) (略) (2) 部局別事項</p> <table border="1" data-bbox="315 491 1160 1029"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>行政管理部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 	(略)	(略)	行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 	(略)	(略)	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 東大阪市における組織・体制の整備 1 各部局における業務 (1) (略) (2) 部局別事項</p> <table border="1" data-bbox="1182 491 2027 1029"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>行政管理部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 	(略)	(略)	行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 	(略)	(略)
部局名	平素の業務																					
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 																					
(略)	(略)																					
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 																					
(略)	(略)																					
部局名	平素の業務																					
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の企画統括や知識の普及啓発及び訓練に関すること ・国民保護対策本部等の運営に関すること ・国民保護協議会に関すること ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員の選出の調整に関すること ・府、他の市町村、関係機関等との連絡・調整に関すること 等 																					
(略)	(略)																					
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 ・組織動員体制の整備に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・職員の国民保護に係る研修に関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員の選出に関すること 等 																					
(略)	(略)																					

頁	新	旧
121	<p>第2節 関係機関との連携</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>第2節 関係機関との連携</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、<u>社会福祉協議会</u>、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>

頁	新	旧
122	<p>第4節 情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、<u>情報セキュリティ等</u>に留意しながらデータベース化等に努める。</p>	<p>第4節 情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、<u>情報セキュリティー等</u>に留意しながらデータベース化等に努める。</p>